

# 郡山市立大槻中学校 「いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止に関する基本的な考え方

### (1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等 当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(「いじめ防止対策推進法」より)

### (2) 「いじめ」に対する基本理念

「いじめ」は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうる、との基本的な考えを基に、生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。

### (3) 「いじめ」対応の基本原則

- いじめの未然防止に最大限努めること。
- いじめの早期発見、早期対応に努めること。
- いじめの再発防止に努めること。
- いじめ問題の対応は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関と連携し進めること。

### (4) 「いじめ」対応の視点と重点

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。そこで、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

#### <いじめ対応の重点>

- ・ 全教育活動を通して、基本的な生活習慣づくりと自らの行動を正しく判断し、実行する自己指導力の育成に努める。
- ・ 指導体制の確立と全職員の共通理解のもとに、分かる授業・個を生かす授業の展開、心の通う学級づくり、充足感のある特別活動等を通して生徒と教職員の人間的なふれあいを深め、健全な生徒集団の育成に努める。
- ・ 生徒理解を深め生徒の特性を生かし、能力に応じた指導を充実し個性の伸長を図る。
- ・ 生徒の健全育成を図るため、家庭や地域、関係機関との連携重視の開かれた指導に努める。

## 2 いじめ防止対策のための組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの未然防止と問題の対応に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ・不登校対策委員会」は校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成し、必要に応じて、関係教職員等を加える。

### (1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

#### ア 「いじめ防止基本方針」に基づく取り組み実施と進捗状況の確認

- ・「いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。
- ・教職員による取り組み評価を行い、常設委員会である「企画委員会」・「生徒指導委員会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめ調査アンケートや学校生活アンケート（Q-U）、個人面談（教育相談）の結果分析や対策の検討を行い実効あるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりや学年だより、ホームページを通して、いじめ防止の取り組み状況を発信する。
- ・「学校評議員会」、「大槻中学校区地域サポートチーム」を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。  
また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り継続的な指導・支援を行う。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

### (1) いじめの未然防止の取り組み

#### ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

- ・いじめ調査アンケートや学校生活アンケート（Q-U）、個人面談（教育相談）等を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。
- ・生徒指導記録を活用し、いじめの状況やその後の生徒同士の関わりについて把握できるように努める。

#### イ よく分かる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。

#### ウ いじめが心配される事案があった場合、周囲（学級・学年）又は学校全体にいじめは許されない行為であることの指導を行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりに努める。

#### エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の

大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ 学年集会等でいじめ未然防止の講話を行う。

カ 生徒の話し合い活動などの主体的な活動を特別の教科道徳や学級活動の年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。

キ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう保護者とも連携し継続的に指導する。

## (2) いじめの早期発見の取り組み

ア 日頃の生徒のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整える。

イ いじめ調査アンケートや個人面談（教育相談）や、生活ノート等を通して、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

ウ 過去にいじめ被害にあった生徒に対し、継続的な見守りを行う。

エ 保護者や地域から情報を得るように努める。

オ 生徒が相談しやすい環境を整える。

- ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
- ・相談箱等を設置し、生徒が担任以外の職員にも相談できるようにする。
- ・スクールカウンセラーの相談日（来校日）を全家庭に配付し、紹介する。
- ・電話相談窓口の一覧を全家庭に配付し、紹介する。

## (3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けた場合「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、教育支援センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

カ 「いじめ調査アンケート」を、年6回全学年で実施し。その内容を受け全員を対象に教育相談を行い、気になる生徒は学年だけでなく学校全体で共有できるようにし意見交換を行う。

## 4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。

(3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 5 学校の取り組みに対する検証・見直し

(1) いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。

## 【 重大事態の対応フロー図 】

